

第5章 緑化重点地区における緑化推進

1 緑化重点地区における緑化方針及び施策

(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

緑化重点地区では、具体的な緑化の方向性や緑化手法などを策定し、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具体化します。

このように、緑化重点地区での緑化推進を具体化することで、緑化意識の高まりなどの波及を図り、緑化重点地区自体が都市の骨格的な緑の一部を構成することにより、緑の将来像の早期実現を目指すものです。

(2) 緑化重点地区の設定

今後の本市における緑のあり方は、市民、事業者などとの協働による緑の保全・育成・整備が必要となります。また、市民生活の中心となる市街化区域内での展開が重要となります。

以上の考え方にに基づき、市街化区域内を中心とした4地区を緑化重点地区に設定し、道路や公園などの公共事業による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化推進など、市民、事業者、行政が連携した市民参加による緑化を重点的に進めます。

(3) 緑化重点地区の緑化方針及び施策

4地区の緑化重点地区における緑化方針及び施策について、以下に示します。

① 市街化区域の緑被率の増加（市街化区域緑化重点地区）

【緑化方針】

緑の創出を図る中で、公共施設の緑化や公園緑地の整備については行政が主体となって取り組むものですが、民有地の緑化については、市民や土地所有者などの協力が得られなければ困難となります。中間年次に確認したところ尾張旭駅周辺では民有地の緑被地が宅地や駐車場に利活用されたことにより、約0.31ha減少しました。

市街化区域内の大部分が民有地で占められている本市においてはその緑化が重要となるため、市民、事業者、行政が協働で緑被率の増加を目指し、緑に関わる人や緑に関わる機会や、緑に関わる場を増やします。

【施策】

- ・緑の効用や、植物の紹介に関するパンフレットなどの配布を始めとする情報発信や啓発を行い、広くPR活動し、地域住民の緑化活動への参加を拡充します。
- ・比較的低層の住宅地などでは、利用度が高まるような生垣補助制度の見直しを図り、地区計画などの導入による民有地緑化の新たな補助制度（壁面緑化など）を検討します。
また、マンションなどの集合住宅については敷地内における緑化や屋上、ベランダにおける緑化を誘導するとともに、道路に面した緑化スペースの確保を誘導していきます。
- ・大規模商業施設などでは、補助事業を検討し、屋上緑化、壁面緑化など、土地所有者や事

業者が緑化の推進に取り組みやすいよう配慮していきます。

また、今後新たに大規模建築物が立地する場合には、道路に面して公共性のある緑地の確保を誘導していきます。

- ・イベント等において苗木やひまわりの種の配布などを継続して行い、緑を育てる機会や緑にふれあう楽しみを増やしていきます。
- ・既存の高木の緑のボリュームアップを図るために、良好な生育環境の維持を図るよう、植生基盤の改良等に努めます。

（目標）自ら緑を育成している市民の割合

当初計画（平成 22 年度） 中間年次（令和元年度） 目標年次（令和 7 年度）

53%



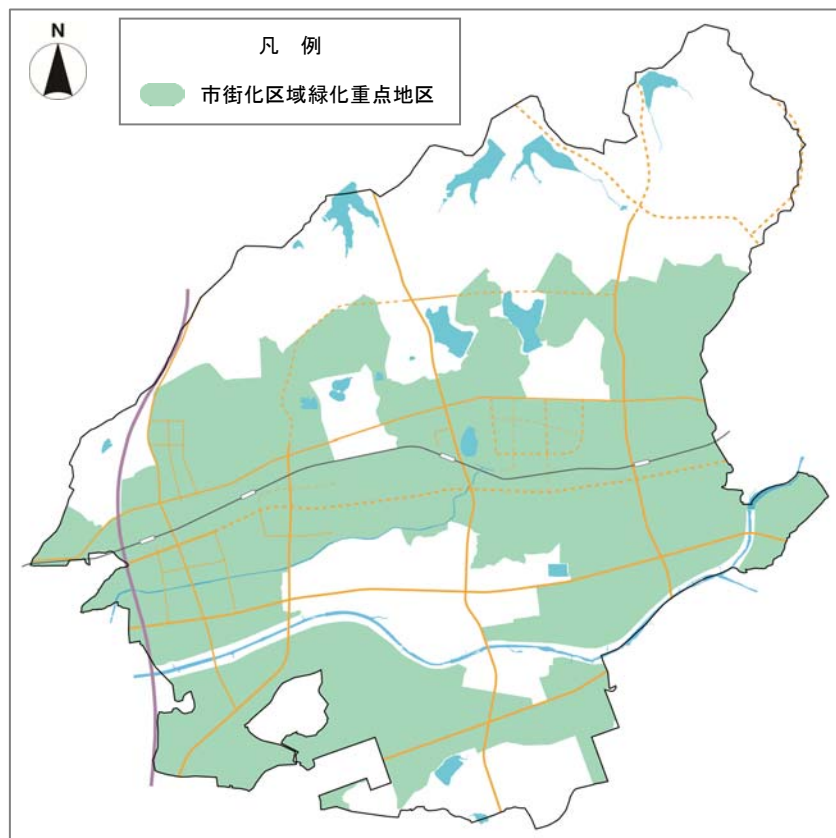
49%



65%

（出典：市民アンケート）

図：市街化区域緑化重点地区位置図



プランターの窓辺緑化



プランターの緑化



窓辺の緑化

② 駅周辺の緑化推進（駅周辺緑化重点地区）

【緑化方針】

公共施設が集積し、位置的にも機能的にも本市の中心となる尾張旭駅周辺では、敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進め、緑化のモデルにふさわしい質が高く緑豊かな街区となるよう緑化を進めていきます。

ただし、尾張旭駅周辺の緑被率については、当初計画の約12%が中間年次では約11%となっており、民有地の駐車場や宅地整備により約1%減少しています。

都市のコンパクト化や集約型都市といった流れから、駅周辺の民有地での緑被地の減少は避けることは難しいため、公共用地側での積極的な緑化推進と民有地の緑化のPRが必要です。

市民や事業者への情報発信を増加させつつ、公共用地側において、これまで以上に緑化を推進し、市民に対して緑が持つ機能の紹介などにより、緑のまちづくりへの参加を促すことが必要と考えます。

このようなモデル地区としての取り組みの成果を、モデル地区以外の他の駅周辺に広めていけるよう公共施設の緑化に努めます。

【施策】

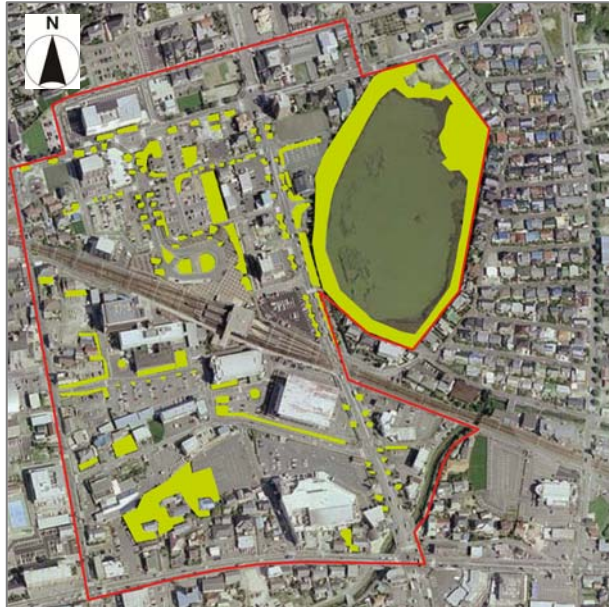
- ・公共施設については、より積極的な緑化の推進を図ります。単に緑地面積を増加させるだけでなく、敷地周囲の緑化や壁面緑化などみせる工夫を行います。
- ・民有地（駐車場など含む）や事業所については生垣緑化や壁面緑化などの緑化を推奨していきます。
- ・民有地の緑地についても緑被地の変動を把握し、緑化に努めるように誘導していきます。
- ・尾張旭駅周辺に隣接する平池については、桜が多くみられ、これら桜並木の活用を市民や事業者との協働により検討します。（PFI⁸の活用等）
- ・尾張旭市総合戦略に記述のある尾張旭駅前のにぎわい創出といった観点と緑化推進を合わせて考え、緑化推進を検討することが必要です。
- ・駅前ロータリーで活動しているボランティア団体への支援をより積極的に行い、華やかさにぎわいが感じられるような、質の高い緑化空間の維持を市民と協働して実施します。

8 PFI：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

（目標）尾張旭駅周辺の緑被率の向上

当初計画（平成 22 年度） 中間年次（令和元年度） 目標（令和 7 年度）
 12% 11% 15%

図：尾張旭駅周辺緑被図（平成 22 年度）



区域面積：約 19.4ha
 緑被地面積：約 2.41ha
 緑被率：約 12%
 ※平成 15 年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出

図：尾張旭駅周辺緑被図（令和元年度）

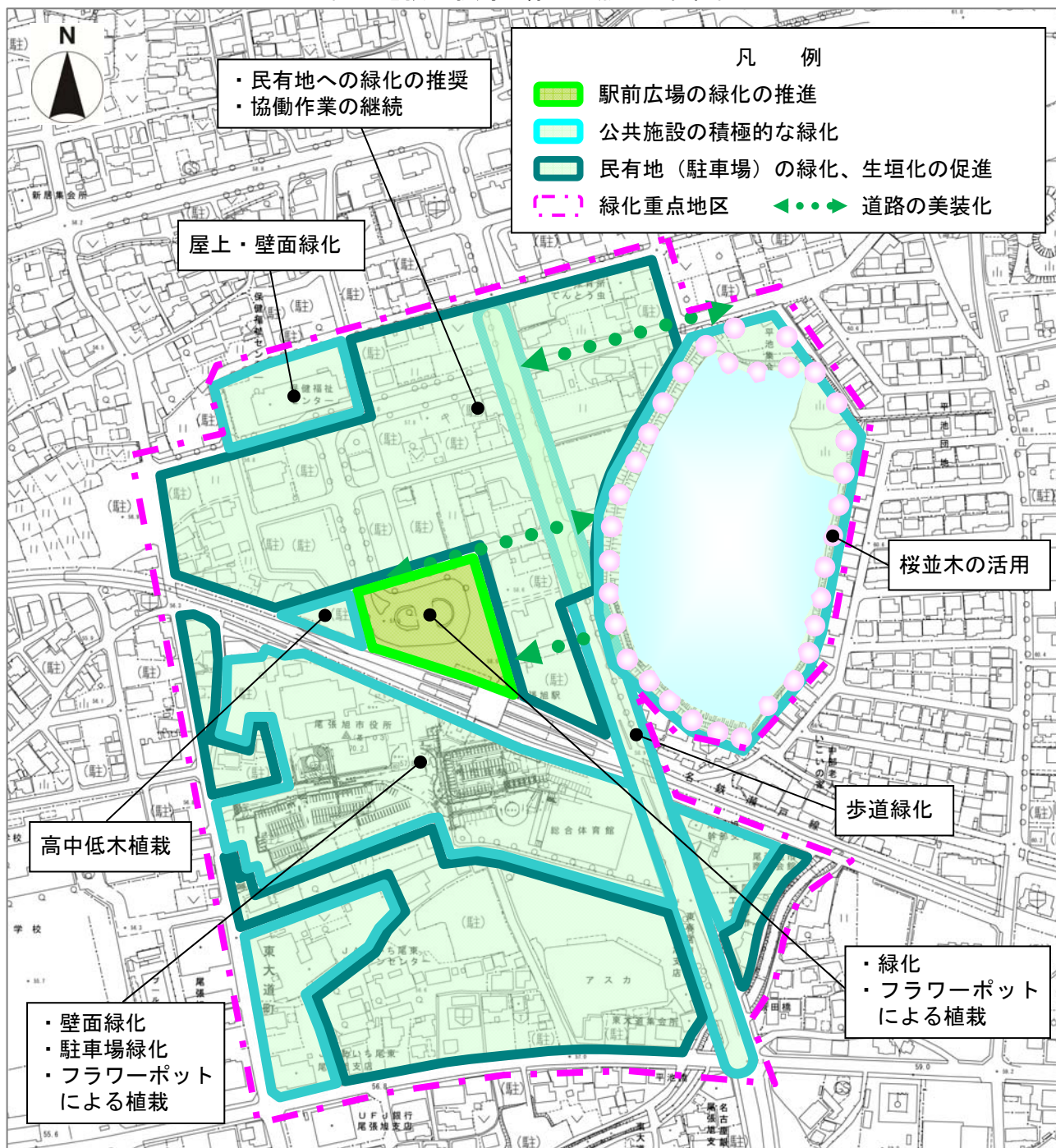


区域面積：約 19.4ha
 緑被地面積：約 2.10ha
 緑被率：約 11%
 ※平成 30 年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出

尾張旭駅周辺



図：尾張旭駅周辺緑化重点地区位置図



平池及び周辺



③ 矢田川及び緑のネットワーク沿いの緑化推進

(矢田川及び緑のネットワーク沿い緑化重点地区)

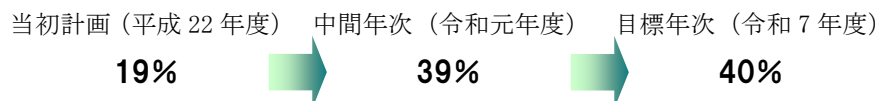
【緑化方針】

北部丘陵地と矢田川をつなぐ主要な幹線道路に緑を適切に配置し、幹線道路の歩行空間や矢田川河川敷などを活用した快適でやすらぎのある緑の回廊づくりを進め、快適な緑のネットワークを形成していきます。

【施策】

- ・ 矢田川を利用したウォーキング大会等、継続的なイベントの開催を行います。
- ・ 矢田川につながる幹線道路における街路樹の植樹などにより、さらなる道路緑化を進めるとともに、投影面積の大きな樹種の採用、剪定方法の工夫などにより緑陰効果を高め、快適な緑のネットワークを形成します。
- ・ 矢田川河川敷の親水空間づくりを進めるために、案内看板や休憩施設などを設置し、必要に応じて植樹することで、矢田川散歩道の整備を図ります。
- ・ 矢田川は、広域的な利用促進を促し、また、より多くの市民に水辺空間に親しんでもらうために自転車道の整備や散歩道の延伸を進めていきます。合わせて、矢田川に安心してアクセスするための車道空間のあり方について、市民等と協働して検討します。
- ・ 矢田川につながる幹線道路の歩道空間を中心に、市民との協働による樹木の維持管理や清掃活動などを進めます。
- ・ 街路樹の設置が困難な道路などについては、歩行者の通行が多い地域を中心として市民、事業者などの協力を求めつつ「スポットガーデン」などによる花と緑の憩いの空間づくりに努めます。
- ・ 土地区画整理事業などにより、新たに整備される主要な幹線道路については、植樹スペースに配慮した街路樹の植栽を進めます。

(目標)「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合



(出典：市民アンケート)



平成 22 年度実施「矢田川水辺の緑の回廊」整備による植樹の様子

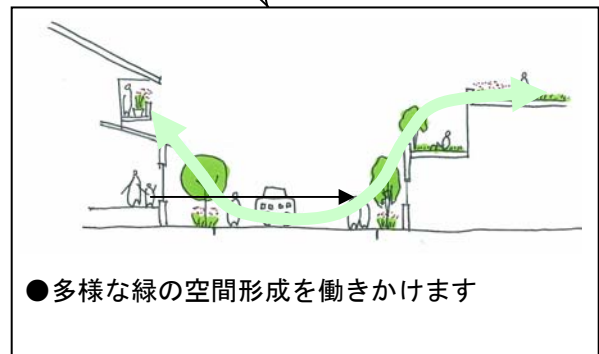
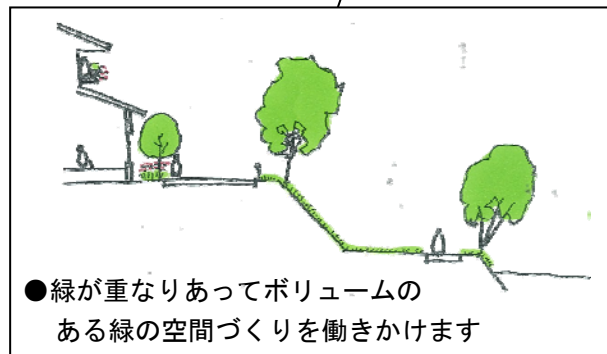
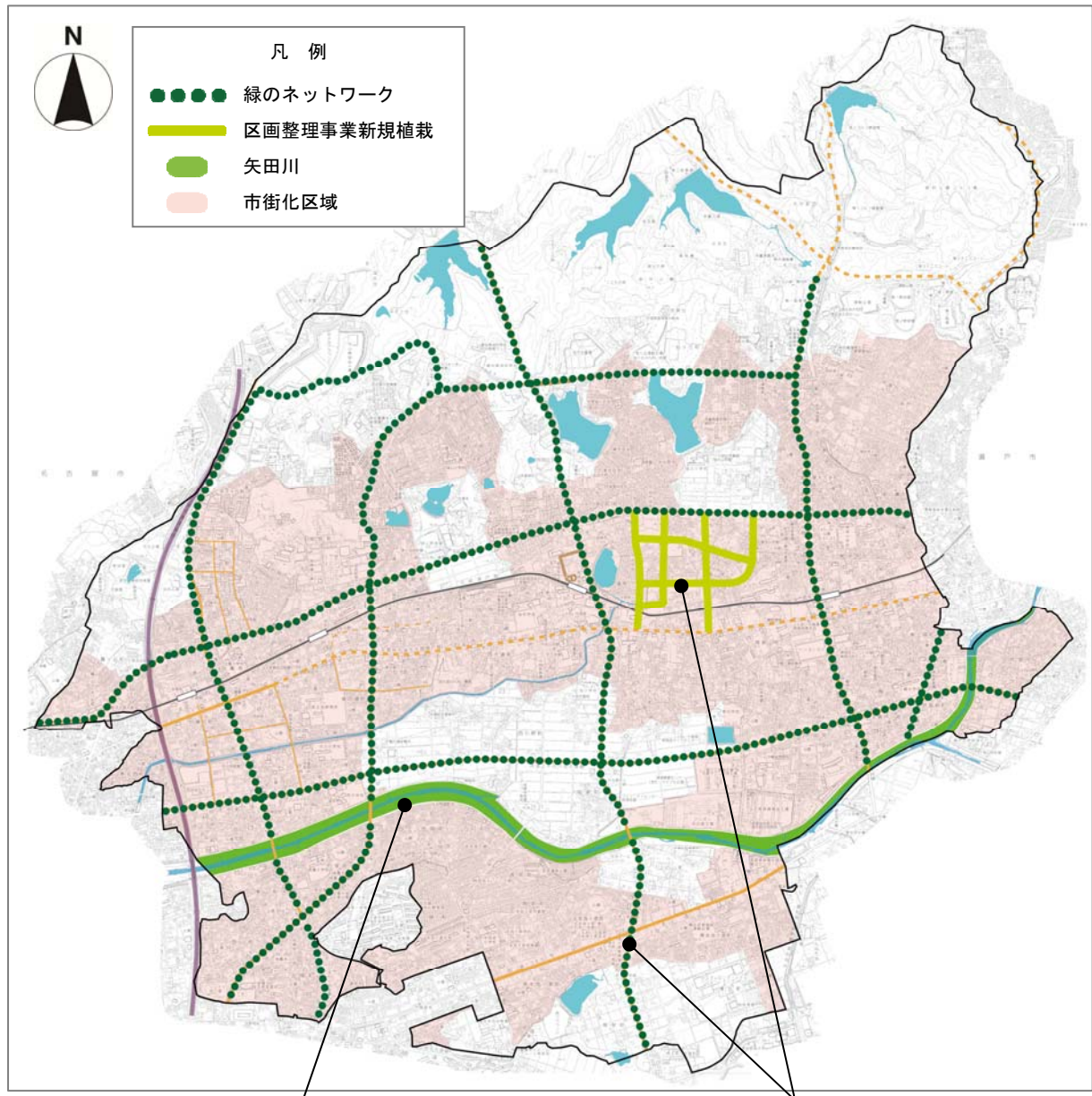


山辺の散歩道



矢田川のウォーキング大会

図：矢田川及び緑のネットワーク沿い緑化重点地区位置図



④ 公園等の整備と緑化推進（公園等緑化重点地区）

【緑化方針】

既存及び新設の公園などについては、市民ニーズに対応した緑豊かで、魅力度の高い公園整備を図ります。

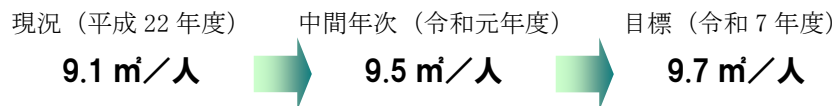
また、市民との協働による既存公園のさらなる活用や、施設のリニューアルなどといった「既存ストックの活用」「公園施設の魅力向上」「質の改善」を実施するとともに、身近な樹林地や農地の活用などについても市民とのさらなる協働により進めていくこととします。

【施策】

- ・ため池の活用や河川緑地整備、既存公園の魅力向上を図るため、市民や事業者のニーズを考慮した「公園の利活用」に重点を置いた新たな公園のあり方を検討します。
- ・城山公園など都市公園等の緑化拡充及び維持管理の推進を図るとともに、新たな公園として土地区画整理事業地区内の公園の整備を進めます。新設公園については、位置特性などをふまえた特徴や魅力のある公園整備を検討するとともに、地域住民のニーズに応じた計画づくりを行うため、地元ワークショップによる計画づくりを進めます。
- ・既存の公園については、地域住民の意向を踏まえて施設の更新の判断を行い、地域ニーズに応じた誰もが安心して憩える空間づくりを進めます。
- ・公園を整備する際には、バリアフリー⁹や防災面にも配慮します。また、市街地での道路角地や、暫定的に未利用地となっている場所を活用し、ポケットパークやスポット的な緑化を進めます。

⁹ バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。また、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

（目標）都市公園の整備目標水準（都市計画区域内）



環境に配慮した新池公園



新池公園の風力発電



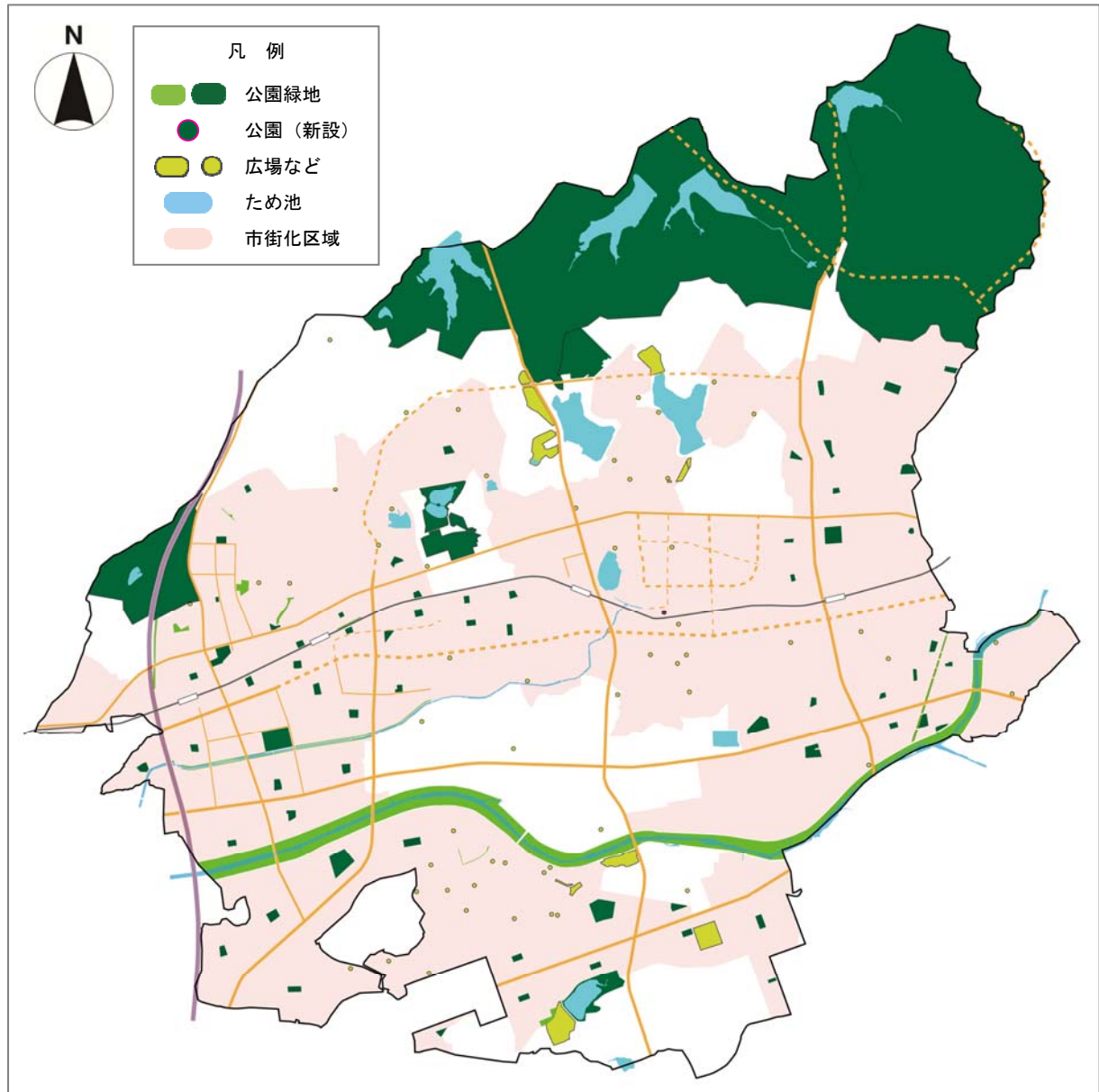
緑豊かな城山公園



シンボルロードと維摩池



図：公園等緑化重点地区位置図



緑豊かな公園



緑豊かな公園に馴染んだ施設



道路と一体となった公園